

平成27年度第1回向日市個人情報保護審議会 会議録要旨

- ・日 時：平成27年6月22日（月）午前10時から午前11時30分まで
- ・場 所：向日市役所 大会議室
- ・出席者：（委 員）大田直史会長、植田進委員、酒井美智子委員、
野田崇委員、吉松裕子委員
（委 嘱）安田市長
（説明員）防災安全課 松下課長、岩尾主査（諮問事項1）
高齢介護課 小池課長、西村主任保健師（諮問事項2）
健康推進課 井口課長、柴田係長（諮問事項3）
（事務局）酒井市民生活部長、八木市民参画課担当課長、藤野課長補佐
- ・傍聴者：なし
- ・議 事：
 - （1）会長の選出
 - （2）会長職務代理の選出
 - （3）諮問事項1
北部防災拠点への防犯カメラ設置に伴う個人情報の収集等について
 - （4）諮問事項2
もの忘れ検診事務において個人情報を目的外利用すること及び本人通知を省略することについて
 - （5）諮問事項3
胃がんリスク検診事務において個人情報を目的外利用すること及び本人通知を省略することについて
 - （6）報告事項
 - ・平成25・26年度個人情報開示実施状況について
 - ・特定個人情報保護評価の公表について
 - ・向日市個人情報保護条例の改正点について

議事（要旨）

1 開会

2 市長あいさつ

3 委嘱状の交付

4 議事1 会長の選出 大田委員が会長に選出された。

議事2 会長職務代理の選出 野田委員が会長職務代理に選出された。

議事 3 諮問事項 1

北部防災拠点への防犯カメラ設置に伴う個人情報の収集等について

事務局

(審議事項の概要説明)

寺戸町寺田の北部防災拠点に防犯カメラを設置するものです。

実施機関では、防犯カメラでの撮影は、条例第 8 条第 3 項第 1 号で収集を制限されている本人の同意を得ない個人情報の収集であるとし、諮問書を提出しております。

実施機関

(事業の概要説明)

犯罪の予防、犯罪発生時の検証、緊急時の状況確認を目的としています。北部防災拠点は、市民の皆様の安心と安全を守るため災害時に必要となる資機材や避難所での生活用品を備蓄するため、昨年 3 月に完成しました。

建物への侵入に対する倉庫内のセキュリティーについては、機械警備をすでに実施しています。しかし、完成翌月の 26 年 4 月に防災倉庫北側の壁の一部に損傷と、不審火による焦げ跡が発見されました。1 2 月には換気口が破損されました。いずれも原因は特定できていない状況です。

現状では、損傷が発生して目撃者も不明な場合、天災によるものかあるいは人為的なものかという判断が難しい状況です。

防災倉庫はその性質上、内部には可燃物や燃料も保管されており、安全には万全を期す必要があります。破損により活動に支障を来せば、市民の皆様の安心安全に関わる事態となります。

犯罪等による人為的な危険からの施設保護やその他天災等による万が一の損傷時の検証等を目的として、防犯カメラを設置したく考えています。

記録データにつきましては、漏えい滅失改ざん防止などの適正な管理のため、管理責任者と操作担当者を設置します。保存期間は原則 7 日間とし、管理責任者が必要であると判断した場合には、7 日間を超えて保存し、その場合には他の媒体に複写し、その理由等を記録します。保管の必要がなくなったときには、適切に処分します。

データの利用と外部提供については、事故又は犯罪の捜査のために警察などの機関に提供する場合、刑事訴訟法第 197 条その他法令に基づく照会があった場合、個人の生命財産の保護のため緊急かつやむを得ないと管理責任者が認めた場合とします。外部提供をする場合には、その相手方や理由等を記録します。

カメラは画角 80 度で首振り機能もないことから敷地外まで写すことはできません。設置箇所は防災拠点の南西角の既存電柱です。「防

犯カメラ作動中」といった看板を設置します。

委員 1台で目的を満たすことができますか。

実施機関 犯罪の予防を目的としており、看板表示だけでも牽制になると考えています。万が一破損行為が発生した場合には、場所や時間帯、人数、侵入経路などがある程度把握できれば、対策も立てられるかと思いません。

委員 防災拠点というのは、南部と北部と、あとどこですか。

実施機関 中部です。市役所の東側に道路整備倉庫を兼ねたものを整備しています。

委員 事故があったからカメラを付けるということですが、事故が起こる前に3か所とも付けてはいかがでしょうか。

実施機関 中部は役所の敷地内ということもあり、事例はなかなかないと考えています。南部は住宅街の中に位置しており、外部から入ってきて遅くまで騒ぐというようなことはないようです。

北部についてはイオンモールの付近で、幹線道路に面しており、たむろなどしやすい場所となっているうえ、事例も発生しております。

本来カメラは付けたくないのですが、北部に関しては、設置の必要があると判断しました。

会長 データの保存はどうですか。

実施機関 媒体に記録し、7日程度で上書きされる仕様です。7日程度あれば、何かあっても覚知して、検証もできます。

会長 役所でモニターをするようなものではないということですね。

実施機関 常時モニターするようなものではありません。

会長 一週間に一度程度は見に行かれるということですか。

実施機関 資機材も入っていますので、何もなくても週に一度程度、長くても10日に一度程度はここで作業をしています。

委員 倉庫敷地には公園から直接出入りできるのですか。

実施機関 できます。道路からも車止めはありますが、歩行者は入ることができます。

委員 先ほども出ましたが、上植野の公園に隣接する南部防災拠点にも設置されてはどうですか。

委員 公園で遊ぶ子どもたちの見守り機能も期待できます。

実施機関 検討はしています。南部については、今のところ、いたずらもないことから、付ける位置をどこにするかなども検討する必要があります。また、あくまで防災拠点の防犯対策を目的として設置するものなので、公園に常設するものとなると分けて考えさせていただきたい。

南部については、今後の状況を見て対応していきますが、事務局としては、できる限りこのようなものは設置したくないという考えです。

委員 人の顔が鮮明に写るようなものではないのですね。

実施機関 そうです。コンビニにあるような狭い範囲を写すようなものではないので、そこまでの性能はありません。

委員 そうなると、そもそも個人情報に当たるかどうか微妙なところですね。

委員 撮影範囲はどのようになりますか。

実施機関 先ほども申し上げたとおり撮影範囲は80度ですので、外の道路は写さず、倉庫をできる限り写すという形で設置します。

会長 前回の庁舎内のカメラとは違い、オープンスペースでの撮影ということ、性質が違うということではありますが、同じような感じで「防犯カメラ作動中」ということを一般に周知したうえで、運用についても決まりごとに従っていただくということをお願いしたいと思います。

ただ今のご意見や議論を踏まえまして、「答申書案」を作成し、みなさまに事務局から送らせていただき、ご了解ののち、正式な「答申書」といたします。

議事3 諮問事項2

もの忘れ検診事務において個人情報を利用すること及び本人通知を省略することについて

事務局

(審議事項の概要説明)

本市においては、認知症の早期発見による健康維持対策のため、特定の年齢層において、もの忘れ検診を実施いたします。

対象者へは制度の通知を行い、実施機関では受診表を作成するなど、個人情報の利用が必要となります。これら個人情報の目的外利用につきまして、本事業が法令等に基づくものではないため、個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づいて審議会に諮問されたものです。

対象者の方へは制度の通知が行われることから、個人情報保護条例第8条第4項に定められている本人通知につきましては省略することを諮問するものです。

実施機関

(事業の概要説明)

認知症の早期発見、早期支援、正しい知識の普及のため、平成27年度から実施するものです。対象は40歳以上70歳以下の5歳刻みの節目年齢の市民です。対象の方へは、受診率向上のため個別に通知をします。対象の方を住民基本台帳から抽出するために、対象の方の個人情報を目的外利用を求めるものです。

対象者が大量で、事業の通知はご本人宛に送付されるため、ご本人が目的外利用を知り得ることが明らかであることから、ご本人への目的外利用の通知についても省略を求めるものです。

委員

40歳以上70歳以下の5歳刻みということですが、40歳代から始めるというのは、もの忘れ検診として適切なのですか。

実施機関

事業の実施に当たりましては、乙訓医師会と協議をしており、もの忘れは早い方だと30歳代から出始めるということで、40歳代の方から対象にしていくということを提案していただきました。

また同時に、40歳代世代の親ごさん世代に対する知識の普及も非常に大切であるといわれており、もの忘れ症状がどのように始まるのかということの子世代の方にも理解していただきながら、家族全体、地域全体で知識を高めていただくという、知識啓発を重要視していますので、このように対象者を設定しました。

委員

実際に実施するのは乙訓医師会なんですね。検診案内通知は役所自身がするのですか。

実施機関	そうです。
委員	じゃあこの個人情報を外部に提供するということはないんですね。
実施機関	受診票は市役所からご本人様へお送りしまして、同意された方には受診をしていただくということになります。
会長	京都市は大腸がん検診の案内がきました。本人通知の省略についてなのですが、私のところにきた大腸がん検診の通知には「この通知は住民基本台帳のデータに基づいています」というような文章が記載されています。通知とはちがうのですが、そのような形ででも知らせるということは考えられていますか。
実施機関	対象となる方への通知には、「こういう方へ通知しています」という文章を明記することで準備しています。
会長	<p>規則では通知の様式が定められています。今回この様式による通知はしないけれども、住民基本台帳のデータに基づくものであることを知らせる必要はあると思うので知らせていただきたい。</p> <p>その他意見もないようですので、このあたりで、論議は終了したいと思います。</p> <p>ただ今のご意見や議論を踏まえまして、「答申書案」を作成し、みなさまに事務局から送らせていただき、ご了解ののち、正式な「答申書」といたします。</p>

議事3 諮問事項3

胃がんリスク検診事務において個人情報を目的外利用すること及び本人通知を省略することについて

事務局	<p>(審議事項の概要説明)</p> <p>本市においては、対象者の方に問診と血液検査を行い、胃がんリスクの早期発見による管理を進めるため、胃がんリスク検診を実施いたします。</p> <p>本件も、対象者へは制度の通知を行い、実施機関では受診票を作成するなど、個人情報の利用が必要となります。これら個人情報の目的外利用につきまして、本事業が法令等に基づくものではないため、個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づいて審議会に諮問されたものです。</p>
-----	---

対象者の方へは制度の通知が行われることから、個人情報保護条例第8条第4項に定められている本人通知につきましては省略することを諮問するものです。

実施機関

(事業の概要説明)

胃がんリスク検診は胃がんの多くがピロリ菌感染であることから、血液検査でピロリ菌抗体を調べてピロリ菌感染の有無を、血清ペプシノーゲン検査で胃粘膜の萎縮の程度を調べ、胃がんになりやすいかどうかを調べるもので、胃がんそのものを発見するものではありませんが、危険度が高いと判定されれば医療機関においてピロリ菌の除去や定期的な内視鏡検査を行っていただくように勧めるものです。

この検診は現在厚労省の胃がん検診のあり方検討会において対策型検診として導入することについて検討されているところですが、ピロリ菌検査と血清ペプシノーゲン検査をあわせて行っているところは、全国で8%、130を超える自治体が実施しています。本市においても乙訓医師会様から事業実施について強く推奨をいただいていたことから、医師会様の協力と指導の下、60歳の市民の皆様を対象に、独自事業として実施します。

胃がんリスク検診は、乙訓医師会に属されている70余の医療機関において個別方式で実施します。従来から行っている保健センターでバリウムを飲んでの胃がん検診の受診者数は、対象者の5%前後で推移していますが、それに比べれば身体的負担が少ないと考えられますので、これまで胃がん検診を受けたことがない方にも受けていただける検診、たくさんの方に受けていただける検診であると期待しています。

また、本件の通知事務においては、通知対象者が多く、通知は個人情報の本人宛に送付されることになるので、本人様がこれを知り得ることが明らかであることから、個人情報の目的外利用に関する通知を省略することについてもあわせて審議をお願いします。

会長

胃がん検診は60歳限定ですか。

実施機関

バリウムを飲む胃がん検診は40歳以上です。胃がんリスク検診は60歳の方だけを限定します。

委員

60歳の方限定ということは、住民基本台帳からその年度に生まれた方だけを抽出して、案内状を送るということですか。

実施機関

そうなります。

委員	利用する個人情報は何ですか。
実施機関	生年月日と住所と氏名です。
委員	これは市が自分自身で発送しますか。それとも外部業者に委託されますか。
実施機関	市が直接送付します。
会長	<p>これも、本人通知については通知を要する対象者が大量で事務処理に多大な時間と費用を要するため省略するとのことですが、規則に基づく様式の通知は必要ありませんが、案内にはこの案内が何に基づいて送付されたものであるかという文章を入れておく必要があると考えます。</p> <p>本件につきましても、目的外利用ではありますが、公益上必要があると認められるということとします。</p> <p>ただ今のご意見や議論を踏まえまして、「答申書案」を作成し、みなさまに事務局から送らせていただき、ご了解ののち、正式な「答申書」といたします。</p>

議事4 報告事項

平成25・26年度個人情報開示実施状況について

事務局

平成25年度の個人情報開示の実施状況について報告致します。

開示請求の件数は、3件でした。

請求内容については、「児童扶養手当認定請求の際に提出した元夫が書いた家について約束した書類」「印鑑証明にかかる請求」「原付バイクに係るナンバープレート申請書、付属する廃車証明書及び申立書」となっています。

実質的な請求人数も3人ですが、3件目のものは、未成年者の法定代理人である、保護者の方からの開示請求となっています。

実施機関別の請求件数は、3件全て、市長となっております。

全部開示は、2件です。部分開示は、廃車証明書に記載されていた、他のかたの個人情報を、条例第15条第2号に該当するものとして部分開示しました。

続きまして、平成26年度の個人情報開示請求実施状況をご説明いたします。

平成26年度の開示請求の件数は、6件でした。

請求内容については、「住民票、戸籍、印鑑証明の請求」に係るものが4件、ほかに「がん検診受診票」等となっております。

なお、実質的な請求人数も6人です。

また、実施機関別では、すべて市長となっております。

全部開示はありません。部分開示の非開示部分は、診断を行った医師名、住民票等の第三者請求の依頼人名及び印影等となっています。

不服申し立ての状況ですが、不服申し立てについては、この2年間にはございませんでした。

会長

不服申立はこれまで一度もないのですか。

事務局

これまで一度もありません。

議事 4 報告事項

特定個人情報保護評価の公表について

事務局

特定個人情報保護評価の公表について、報告をさせていただきます。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法では、第27条に「行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。」とされています。特定個人情報ファイルとは、マイナンバーを含むデータであり、業務ごとに特定個人情報の評価を行う必要があります。

特定個人情報保護評価書は、対象人数や取扱人数により、全項目、重点項目、基礎項目の3段階に分かれており、本市においては、最も低位の、基礎項目評価書の作成及び公表が義務づけられています。

お手元の「特定個人情報保護評価計画管理書」は、本市が評価を行った業務のいわばインデックスです。現在のところ、「住民基本台帳」や「国民年金事務」、税関連など全19事業となっています。

続いて、全市町村で行われると思われる住民基本台帳関連事務の評価書を付けておりますが、かなり専門的な内容となっております。

特定個人情報保護評価の目的は、「事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止」「住民の信頼の確保」ということが掲げられています。

この評価書を作成するにあたり、実施機関は特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として充分であると認められることを自ら宣言するものとなっております。

これら本市の評価書は、すでに、5月19日付けから順次、インターネットで公開を始めており、特定個人情報保護委員会のホームページからごらんいただけます。

会長

向日市では、第三者が評価する必要があるものは、ないということですね。

事務局

ありません。

議事 4 報告事項

向日市個人情報保護条例の改正点について

事務局

向日市個人情報保護条例の改正について、報告をさせていただきます。

これも番号法に関する改正です。改正点はお配りいたしておりますとおりの点となっております。必要最低限の改正で、特に目新しいところはなく、個人番号の独自利用についても、現在のところ、本市では議論されておられません。

内容は、特定個人情報に関する定義を追加すること、目的外利用及び外部提供に関すること、開示請求及び訂正等請求に関すること、利用停止に関することとなっております。

府内でも一部の自治体では6月議会に上程されるなどの動きがありますが、本市においてはまだ変更条文や内容が確定しておりませんので、この場をお借りして要点のご報告をさせていただきます。

今後も説明会にも出席する予定で、まだ調査検討の段階です。

委員

特定個人情報の開示請求等については任意代理も認めるとのことですが、どのような趣旨ですか。

事務局

法的に特定個人情報については任意代理の方にも開示等の請求を認める必要がありますが、現行の向日市個人情報保護条例では法定代理人だけを認めているので、そこからは除外するような形とします。

委員

収集の制限については特定個人情報も適用するのですか。

事務局

番号法第20条が適用されます。

委員

スタイルの話ですが、第9条には除外規定を設けて、第9条の2を設けるのですね。

事務局

そうです。

委員

向日市ではそうされるということですね。結構です。

事務局

これはまだ正式決定ではなく、今後の説明会の内容も見て、検討していくものと考えています。

委員

自治体によってスタイルがちがうというのはおもしろいですね。

事務局

もととなる条例も自治体によってちがいますので、一概にこうしなさいというのは出せないようです。

会長

条例改正は9月ですか。

事務局

現在、9月議会に上程の予定で進めています。

5 閉会